関税法基本通達（抜粋）

（税関官署の開庁時間外の執務を求める届出手続）

98－１　法第 98 条第１項の規定による税関官署の開庁時間以外の時間における事務の執行の求め（以下「開庁時間外執務の要請」という。）に係る届出手続については、次による。

(1) 開庁時間外執務の要請の届出手続は、令第 87 条第１項各号の許可、承認又は交付に係る申告又は申請をしようとする者の名をもって行うものとする。ただし、通関業者にあっては、その取扱いに係る貨物について自己の名をもって届出をすることができる。

(2) 開庁時間外執務の要請の届出手続は、事務の執行を求めようとする税関官署の担当部門に令第 87 条第３項に規定する事項を記載した「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C－8000）２通（原本、交付用）を提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち１通に受理印を押なつして申請者に交付する。

(3) 法第 98 条第２項に規定する「税関の事務の執行上支障がないと認めるとき」とは、次に掲げるとき以外のときをいう。

イ　開庁時間外執務の要請に係る事務が貨物の特別な検査等を要するものである場合等であって、当該事務を開庁時間外に行うことが困難であることが明らかであるとき。

ロ　災害その他やむを得ない事由により、開庁時間外執務の要請に対応することが困難であることが明らかであるとき。

(4) 上記(2)の規定による届出書の提出があった場合において、当該官署が上記(3)のイ又はロに掲げるときに該当する場合には、その理由を明らかにしたうえで、当該届出書を受理しないこととして差し支えない。

（開庁時間外の執務要請を必要とする事務または必要としない事務）

98－２　令第 87 条の規定により開庁時間外の執務要請の届出を必要とする事務等については、次による。

(1) 同条第１項各号に規定する事務以外の事務のうち、船舶又は航空機の運航上緊急を要するもの等（例えば、不開港出入の許可申請、とん税及び特別とん税の徴収、船舶又は航空機の資格変更等）については、開庁時間外であっても特に事務に支障のない限り事務処理を行う。

(2) 同条第２項の規定により同条第１項第１号から第５号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査に係る事務は、当該各号に掲げる承認又は許可に係る申請書又は申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。

イ　既に本邦に到着している外国貨物に係る事前教示に際し行う検査

ロ　輸入貨物につき、その性質又は数量の確認を保税地域等への搬入前に又は搬入に際して行う必要があると認められるため、輸入申告又は蔵（移・総保）入承認申請に先立って行う検査

ハ　再包装が困難な貨物（プラント貨物、美術品等）、又は輸出建造船舶等の輸出申告（積戻し申告を含む。）に先立って行う検査

ニ　コンテナー扱い（前記 67－１－20 に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成 12 年３月 31 日蔵関第 251 号）に基づく予備申告書をいう。）が税関に提出された後に、輸出申告に先立って当該貨物を税関が指定する検査場に搬入して行う検査

(3) 同条第２項に規定する「その他これに類する貨物」とは、旅具通関扱いをする貨物のうち、ミスハンドル貨物（航空旅客が入国の際に携帯して輸入することを予定していた貨物であって、航空会社等が航空機への搭載を誤ったことにより輸入者（旅客）の意に反して本邦に後送された貨物をいう。）、託送品、不用船（機）用品及び荷粉をいう。